

亀山市人権教育基本方針

平成30年2月22日
亀山市教育委員会

I 基本的な考え方

人間誰しも、幸せでありたい、自由でありたい、平等でありたい、生命を大切にしたいと願っています。自由、平等は、人間本来の持つ固有の権利であり、憲法で保障された侵すことのできない基本的な人権です。

1997（平成9）年7月、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が示され、その中で学校教育においては、「日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児・児童・生徒が全ての人々の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。」としています。また、社会教育においては、「今後とも、人権学習を現代学習課題の一つとして生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、一層推進していく。」としています。

国においては、2016（平成28）年4月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、同年6月には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることを踏まえ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。また、同年12月には、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

三重県においては、1990（平成2）年3月に「人権県宣言」に関する決議を行い、1997（平成9）年10月には、「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されました。さらに1999（平成11）年2月に「三重県同和教育基本方針」を改定するとともに、人権教育を推進していくために新たに「三重県人権教育基本方針」を策定しました。さらに、2017（平成29）年3月には、教育を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、これまでの取組の成果と課題、「人権問題に関する教職員意識調査」の結果及び「三重県人権施策基本方針」の内容等を踏まえて、「三重県人権教育基本方針」を改定しました。

県内各市町においても、人権に関する条例の制定や、人権施策推進計画の策定に向けた取組が高まりました。

亀山市においては、子どもも大人も全ての人が輝き、住んでよかったですと実感できるまちづくりを進めるため、2006（平成18）年3月には、「人権尊重都市宣言」を行い、啓発・広報活動や人権教育に取り組んできました。また、2011（平成23）年8月から9月に実施した「人権に関する市民意識調査」では、本市における人権尊重に関するより積極的な取組の必要性を確認しました。続いて、人権に係わる課題を真摯に受け止め、人権尊重に関する市及び市民それぞれの責務を明確にし、施策の基本となる事項を定めることにより人権に関する取組を総合的に推進するため、2013（平成25）年6月に、「一人ひとりの人権が尊重される亀山をつくる条例」を制定し、2015（平成27）年12月には、「亀山市人権施策基本方針」を策定し、人権尊重の社会づくりに向けて各々の責務を明らかにしながら、人権が尊重される明るく住みやすい元気な亀山市の実現を目指して施策を講じています。

しかしながら、今なお、部落差別を始め、障がい者・外国人・子ども・女性・高齢者等に係わる様々な人権侵害や差別が依然として根強く残っています。かけがえのない人権を侵害している事象が、厳しく存在していることを真摯に受け止めなければなりません。とりわけ、部落差別の問題は、日本の歴史過程の中で我々自身が生み出し温存している、生命と人権に係わる深刻な社会問題であり、その早急な解決こそ国民一人ひとりの自己に関わる課題と言えます。

差別解消に何よりも必要なことは、法の下の平等に基づき、不合理な差別を認めない人権尊重の精神に貫かれた人間を育成し、民主的で平和な社会を築くことです。

亀山市教育委員会では、差別解消に対して教育の果たす役割が極めて重要であるとの認識に立ち、次の基本方針により人権教育の推進を図ります。

1. 日本国憲法、教育基本法の精神に基づき、同和対策審議会答申、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の趣旨並びに人権が尊重される三重をつくる条例・三重県人権教育基本方針、一人ひとりの人権が尊重される亀山をつくる条例・亀山市人権施策基本方針に則り、人権教育を全市的な取組体制の中で推進する。
2. 学校教育においては、全ての学校・園において、人権尊重の精神に徹し、真に差別をなくしていく意欲と実践力を持つ幼児・児童・生徒の育成が図られるよう教育内容の深化・拡充に努める。
3. 社会教育においては、あらゆる場を通して、差別の不合理を正しく認識し、差別解消に積極的に取り組む人間を育てる教育を推進するとともに、生涯学習の場における人権教育の充実に努める。
4. 全ての教育関係者の人権問題に対する理解、認識を深め、人権教育を推進するための資質や実践力の向上を目指した研修の充実に努める。

II 人権教育の目的

人権教育は、総合的な教育であり、全ての教育活動の中で行われるという基本認識をもち、人権問題を自分の生き方と深く関わる問題としてとらえ、自分の人権を守り、他者の人権を守るために積極的に行動する力を育み、人権文化を構築する主体者づくりを目指します。

上記の目的を達成するために、以下の3点を目標とします。

1. 人権についての理解と認識を深める。

一人ひとりが、人権の概念や歴史、現状や諸法規等の知識、人権問題解決のための実践的な知識を学び、その意義と重要性について正しい認識を十分に身に付ける。

2. 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てる。

一人ひとりが、被差別の立場にある人の思いや他者の痛みに共感できる感性、日常生活の中にある自己や社会の差別性や矛盾を認識し変革していくとする意欲や態度、行動に現れるような人権感覚を十分に身に付ける。

3. 一人ひとりの自己実現を可能にする。

一人ひとりが、自尊感情を高め、自分や仲間の価値を認め合いながら、進路を主体的に切り拓くことができる力を身に付ける。

III 個別的な人権問題に対する取組

一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、自己の意識や社会状況を変革しようとする具体的な行動に結びつく教育や学習の充実を図るため、以下の個別的な人権問題を解決するための教育を積極的に推進します。

- 部落問題を解決するための教育
- 障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育
- 外国人の人権に係わる問題を解決するための教育
- 子どもの人権に係わる問題を解決するための教育
- 女性の人権に係わる問題を解決するための教育
- 高齢者的人権に係わる問題を解決するための教育
- 様々な人権に係わる問題※を解決するための教育

※様々な人権に係わる問題とは、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティー、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等 などです。

IV 人権教育推進方策

【学校教育における人権教育のねらい】

全ての学校において、子ども一人ひとりに人権尊重に貫かれた豊かな感性を培い、生活の中のあらゆる差別を見抜き、真に差別をなくすために主体的に行動する態度や実践力を育てる。

1. 人権意識の確立

- (1) 全ての教職員が、人権問題に対する正しい認識を深め、部落差別を始め様々な差別を解消するための自らの責務を自覚し、人権教育の深化・拡充を図ろうとする姿勢を確立するとともに、具体的な実践を展開する。
- (2) 全ての教職員が、子ども一人ひとりが個性と可能性をもったかけがえのない存在であることを真摯に自覚し、子どもや保護者と共に差別をなくすことに積極的に取り組む。
- (3) 部落問題を始め、障がい者・外国人・子ども・女性・高齢者等に係わる様々な人権問題の解決を自己の課題とし、差別を見抜く感性を磨くとともに、積極的に研修会に参加し、各地の取組に学びながら差別解消のための実践力を高める。

2. 課題の明確化

- (1) 子どもたちの人間関係の中に、厳然と存在する差別の現実を明らかにする。
- (2) 人権問題に対する子どもの意識を、学校生活のあらゆる場面で多面的に正しく把握する。
- (3) 人権尊重の精神に徹して、子どものおかれている家庭・地域での生活実態を、家庭訪問や地域住民との相互関係を通して正しく把握する。
- (4) 人間として生き方・在り方について、日常的な対話や日記作文等を通して、子どもがどう考えているかを理解する。
- (5) 課題を解決する具体的な方策の計画実践に当たっては、一人ひとりの子どもや集団の実態を踏まえつつ、幼稚園・小学校・中学校の系統的な教育課題を明らかにする。

3. 人権教育の推進体制

- (1) 全ての学校は、学校教育目標の中に同和教育を重要な柱とする人権教育のねらいを位置付け、指導の目標を明確にした全体計画を立てる。
- (2) 家庭、地域、関係機関との結びつきを一層深め、人権教育推進組織の充実を図りながら、組織的、系統的、継続的な人権教育の実践に努める。
- (3) 各種研修会に課題意識をもって積極的に参加し、その還流を図るとともに、具体

的な実践交流の積み上げに努める。

- (4) 龜山市人権教育推進協議会の活動を通して、学校間における子どもの実態や課題などについての情報交換に努め、各学校における人権教育の実践交流を進める。
- (5) 地域に開かれた学校づくりを推進し、PTA活動に人権教育を位置付けるように努める。

4. 人権を尊重する子どもの育成

(1) 授業づくり

- ア 教科、特別な教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校教育全体を通して、人権教育を総合的に推進する。
- イ あらゆる差別を自分の問題としてとらえさせ、子どもたちの疑問や問題意識を大切にし、感性をゆさぶり、差別をなくそうとする実践力を育てる。
- ウ あらゆる人権問題の現状と、それを克服しようとしている歩みや被差別の生き方・文化を学び、差別の構造や問題解決のための具体的な方法などを正しく認識させる。
- エ 子どもたちが仲間と共に主体的にあらゆる差別をなくしていこうとする豊かな実践力を身に付けさせるための活動を進める。
- オ 子どもを取り巻く生活から不合理な事象を取り上げるとともに、子どもの心に迫る資料を収集・作成したり、新しい学習の手法を取り入れたりすることに努める。また、そのことが人権問題と係わっていることを正しく認識させる。

(2) 集団・仲間づくり

- ア 集団活動を通して、一人ひとりの子どもを大切にし、望ましい人間関係をつくりていこうとする意欲や態度の育成に努める。
- イ 子どもたち一人ひとりの個性、可能性、願いを受け止め、認め合い、励ましあい、共に困難を克服しようとする集団の育成に努める。
- ウ 自分の思いや悩みを仲間に語り、その仲間を中心に、みんなで問題を解決していくことができる集団の育成に努める。
- エ 自分自身を見つめる中で、身の回りの人権問題や自分自身の中にある差別意識に気づかせ、それを克服していこうとする意欲と実践力の育成に努める。

(3) 学校づくり

- ア 子どもの命と健康、快適な生活を守るために学校づくりに努める。
- イ 子どもが自分に誇りや自信を持つことができる教育内容の創意工夫を図るとともに、一人ひとりが大切にされる学校づくりに努める。
- ウ 一人ひとりの子どもが主体的に力強く生き抜く力を身に付けるための取組を進める。

【社会教育における人権教育のねらい】

社会教育のあらゆる場を通して、差別の現実と差別の不合理性を正しく認識し、差別解消に積極的に取り組む人間を育てる教育を推進するとともに、生涯学習の場における人権教育の充実に努める。

1. 学習環境づくり

- (1) 部落問題を始めとするあらゆる人権問題について正しい理解を深めるために、組織的、系統的、継続的な内容の研修会を位置付け、実施していく。
- (2) 部落差別を始め、障がい者・外国人・子ども・女性・高齢者等に係わる様々な問題を解決するため、対象者ごとに研修会を位置付け、実施していく。
- (3) あらゆる差別をなくす土壤づくりとして、「差別をなくす強調月間」や「人権週間」などの機会をとらえ、講演会・映画会・コンサートなどを企画し、広く市民に参加を呼びかける。
- (4) 人権問題について正しい認識を深め、人権尊重の精神を培うことができる資料を作成し、市広報への掲載及びポスター、チラシの配布を通じて市民への啓発をする。
- (5) 啓発活動や研修の内容をより充実するため、研究用図書や視聴覚教材などを整備する。

2. 指導者の育成と推進体制の確立

- (1) 社会教育関係団体、関係機関及び企業などの指導者を対象にした研修会を開催し、差別解消への意欲と実践力に富む指導者の育成に努める。
- (2) 県内外で開かれる各種研修会・研究会への参加を通して、指導者としての資質の向上に努める。
- (3) 人権教育推進のための組織づくりに努める。

3. 地域での連携

- (1) 社会教育関係団体、関係機関及び企業などとの積極的な連携に努める。
- (2) 家庭、学校との連携を図り、共通理解のもとに組織的な活動に努める。
- (3) 人権尊重の地域づくりに向け、人権に係わる活動に取り組む団体、個人との連携を図る。

V 教育関係者の取組

全ての教育関係者は人権問題に対する正しい認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育に取り組みます。

1. 人権問題は、現在の社会の中に厳存しているという事実認識に立ち、その現状を的確にとらえます。
2. 人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識に立ちます。
3. 人権問題の解決は、一人ひとりが自己に関わる課題として自覚していくことを通じて達成されるものであるという認識に立ちます。
4. 日本の社会に存在する様々な意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識に立ちます。
5. 人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努めます。
6. 被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について正しく理解します。
7. 人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学びます。
8. いじめ問題は人権問題であるという認識を共有し、その根絶に努めます。

VI 附則

本基本方針は、「三重県人権教育基本方針」並びに「亀山市人権施策基本方針」の改定に合わせ、見直していきます。

